

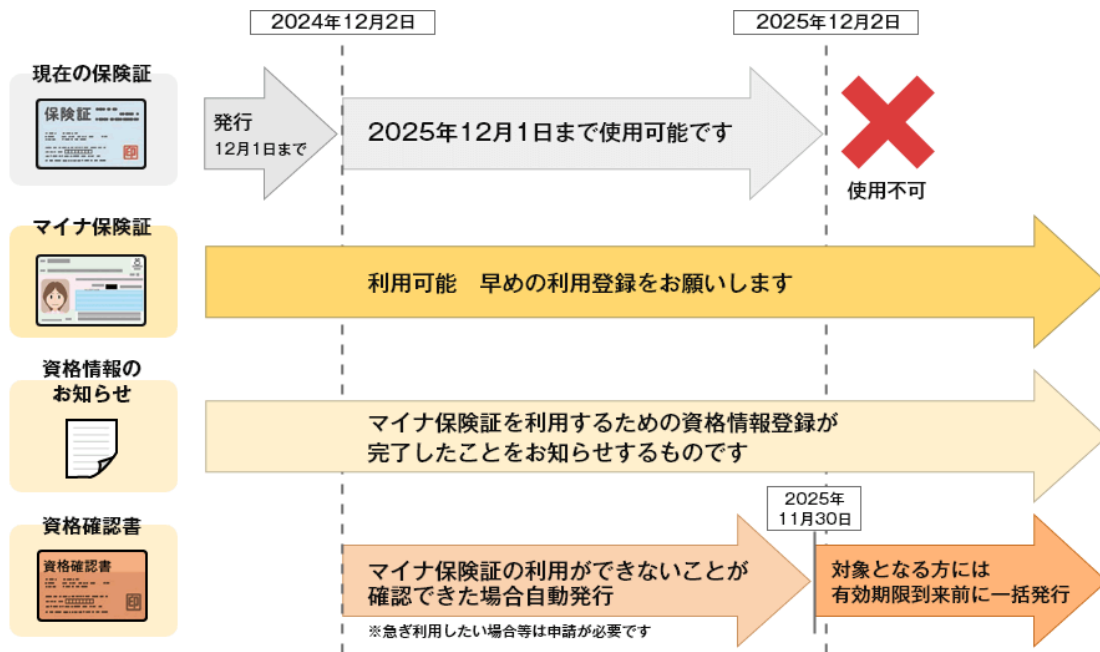
## 2024年12月2日以降 健康保険証の新規発行は行われなくなります

その後はマイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行します。

まだマイナ保険証をお持ちでない方は、是非、マイナンバーカードの取得、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行ってください。

現在お手持ちの健康保険証は2025年12月1日まで従来通り、医療機関等の受診が可能です

### 今後のスケジュール



[マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問合せはこちら](#)

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。  
受付時間 平日9:30-20:00 土日祝9:30-17:30



				
形状	マイナンバーカード	A4紙	カード型 オレンジ色 A4紙(短期交付)	カード型 水色
概要	ご本人でマイナポータル等で健康保険証の利用登録を行う  医療機関・薬局の受付で利用登録を行う	マイナ保険証を利用するための資格情報登録が完了した方に交付  マイナ保険証利用ができない医療機関等受診時、マイナンバーカードと併せて提示すれば受診可能	<b>自動発行対象者</b> ・マイナンバーカードを作っていない方、返納した方 ・マイナ保険証利用登録をしていない方、登録解除した方 ・電子証明書期限切れの方  <b>申請による発行対象者</b> ・マイナンバーカード再発行・更新中の方	2024年12月1日以前の加入者に発行  2024年12月2日以降、新規発行は停止  2025年12月1日まで従来通りの利用が可能
有効期限	マイナンバーカード：10年間 (取得時18歳未満の方は5年間) 電子証明書：5年間	なし	カード型：最長1年間 (初回発行分は2025年11月30日迄) A4紙型：2カ月間	2025年12月1日まで
用途別の利用可否	医療機関等の受診	○	✕ マイナ保険証と併せて提示すれば利用可	○ 2025年12月1日まで
	高齢受給者証	○	-	○ -
	限度額適用認定証	○	-	-
	限度額適用・標準負担額減額認定証	▲ 申請手続きが必要	-	-
	特定疾病療養受療証	▲ 申請手続きが必要	-	-
返却	-	-	資格喪失日が有効期限前の場合	資格喪失日が2025年12月1日以前である場合

## FAQ

### Q1.健康保険証利用登録の手続きはどのようにすればよいでしょうか？

---

[健康保険証利用登録の手続きはどのようにすればよいでしょうか？ - マイナンバーカード総合サイト](#)  
[マイナンバーカードの健康保険証利用方法 | 厚生労働省](#)

### Q2.資格情報のお知らせとは？

---

[オンライン資格確認における資格情報の誤登録について | 厚生労働省](#)

### Q3.資格確認書とは？

---

[資格確認書（マイナ保険証以外の受診方法） | デジタル庁](#)

### Q4.マイナンバーカードに有効期限はありますか？

---

[マイナンバーカードに有効期限はありますか？ - マイナンバーカード総合サイト](#)

### Q5.マイナンバーカードの更新手続きについて知りたい

---

[更新手続きについて - マイナンバーカード総合サイト](#)